

平成 28 年度 監 査 計 画

1 基本方針

監査等の実施に当たっては、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資するよう努めるものとする。

平成 28 年度は、全国都市監査委員会において策定した都市監査基準（平成 27 年 8 月 27 日全国都市監査委員会制定）に準拠することとし、限られた監査資源のなかで効率的かつ効果的な監査等を実施するため、対象に係るリスクを考慮して監査等を実施するとともに、内部統制の現状について把握するよう努めるものとする。

2 実施予定の監査等の種類及び方針

(1) 定期監査

ア 財務監査

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、最少の経費で最大の効果を挙げているか、運営の合理化が図られているか等に留意し、予算の執行及び財産管理が、法令等の趣旨に沿って適正に行われているかどうかについて実施する。

イ 工事監査

工事及び委託の執行が適正に行われているかとともに、効率的・効果的な工事、適切な施工監理、明確な設計図書の作成を重点項目として実施する。

(2) 行政監査

市の事務の執行について、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施する。

(3) 随時監査

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、予算の執行及び財産管理が、法令等の趣旨に沿って、日々適正に行われているかどうかについて実施する。特に、現金及び金券類等（現金等）出納保管事務について重点的に実施する。

(4) 財政援助団体等監査

出資団体、財政援助団体及び公の施設の管理を行っている団体の事業が、適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているか、また、団体に対する指導監督が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

監査の実施については、「財政援助団体等監査の実施要綱」によるものとする。

(5) 決算審査

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正に、効果的で効率的かつ経済的に行われているかを主眼として実施する。

(6) 基金運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(7) 健全化判断比率等審査

財政の健全性に関する指標である健全化判断比率等の算定が適正かどうかを主眼として実施する。

(8) 出納検査

会計管理者及び企業管理者が保有する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

3 監査等の対象、実施予定時期及び実施体制

平成 28 年度における監査等の対象、実施予定時期及び実施体制は、別表のとおりとする。

4 その他

前項に定める以外の事項については、実施のつと必要な事項を定める。

平成 28 年度監査等の対象、実施予定時期及び実施体制

1 (1) 定期監査（財務監査）・行政監査

期 間 及 び 対 象		担 当
4 月～9 月	10 月～3 月	
病院局	交通局	監査第一課 監査係
会計室・財政局	市民経済局・観光文化交流局	監査第二課 監査第一係
子ども青少年局	健康福祉局	監査第二課 監査第二係
区役所		特別監査室
テーマ監査 2か年で実施（テーマについては未定）		

注) 市民経済局、観光文化交流局、子ども青少年局及び健康福祉局については、財政局契約部（関連事務に限る。）を対象に含む。

(2) 定期監査（工事監査）・行政監査

期 間 及 び 対 象			担 当
4 月～7 月	8 月～11 月	12 月～3 月	
環境局	住宅都市局	上下水道局	工事監査室
	市民経済局・ 観光文化交流局		
	消防局		

注) 環境局、住宅都市局、市民経済局、観光文化交流局及び消防局については、財政局契約部（関連事務に限る。）を対象に含む。

(3) 随時監査

期 間 及 び 対 象	担 当
4 月～3 月	
(監査の実施の都度定める)	特別監査室

2 財政援助団体等監査

期 間 及 び 対 象		担 当
4 月～9 月	10 月～3 月	
【出資団体監査】		
(公財) 名古屋観光コンベンションビューロー／観光文化交流局		特別監査室
名古屋市住宅供給公社／住宅都市局		
名古屋高速道路公社／住宅都市局		
若宮大通駐車場（株）／住宅都市局		
(公財) なごや建設事業サービス財団／緑政土木局		
【財政援助団体監査】		
	名古屋市商店街振興組合連合会／市民経済局	特別監査室
	(公社) 名古屋市シルバー人材センター／健康福祉局	
	名古屋浴場商業協同組合／健康福祉局	
【公の施設の指定管理者監査】		
医療法人純正会（名古屋市立緑市民病院）／病院局		監査第一課 監査係
	KNS 共同事業体（名古屋市公会堂）／観光文化交流局	監査第二課 監査第一係
	名古屋市文化振興事業団・日本管財グループ（名古屋市青少年文化センター）／観光文化交流局	
	太陽・近鉄グループ（名古屋市立第二斎場）／健康福祉局	
コングレ・名古屋観光コンベンションビューローコンソーシアム（名古屋国際会議場）／観光文化交流局		特別監査室
【工事監査】		
名古屋市住宅供給公社／住宅都市局		工事監査室

注) 表中の略称は下記のとおり。

(株)：株式会社 (公財)：公益財団法人 (公社)：公益社団法人

3 決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率等審査

期 間	対 象	担 当
6月～9月	一般会計・特別会計 決算審査 基金運用状況審査 土地基金 美術品等取得基金 健全化判断比率審査 資金不足比率審査 市場及びと畜場特別会計 市街地再開発事業特別会計	監査第二課 監査第一係 監査第二係 (監査第一課監査係が 一部担当)
	公営企業会計決算審査 資金不足比率審査 病院事業会計 水道事業会計 工業用水道事業会計 下水道事業会計 自動車運送事業会計 高速度鉄道事業会計	監査第一課 監査係

4 出納検査

平成 28 年度出納検査実施日程

区分 対象月	一般会計等	公営企業会計		
		交通局	上下水道局	病院局
平成 28 年 4 月分	平成 28 年 6 月 23 日	平成 28 年 6 月 24 日午前	平成 28 年 6 月 24 日午後	平成 28 年 6 月 27 日午後
5 月分	7 月 5 日	7 月 21 日午前	7 月 21 日午後	7 月 22 日午前
6 月分	8 月 25 日	8 月 25 日午前	8 月 25 日午後	8 月 26 日午後
7 月分	9 月 27 日	9 月 27 日午前	9 月 27 日午後	9 月 26 日午後
8 月分	10 月 25 日	10 月 25 日午前	10 月 25 日午後	10 月 26 日午後
9 月分	11 月 29 日	11 月 25 日午前	11 月 25 日午後	11 月 28 日午後
10 月分	12 月 21 日	12 月 27 日午前	12 月 27 日午後	12 月 26 日午後
11 月分	平成 29 年 1 月 25 日	平成 29 年 1 月 25 日午前	平成 29 年 1 月 25 日午後	平成 29 年 1 月 26 日午後
12 月分	2 月 23 日	2 月 24 日午前	2 月 24 日午後	2 月 27 日午後
平成 29 年 1 月分	3 月 23 日	3 月 24 日午前	3 月 24 日午後	3 月 27 日午後
2 月分	4 月 25 日	4 月 25 日午前	4 月 25 日午後	4 月 26 日午後
3 月分	5 月 25 日	6 月 6 日午前	6 月 6 日午後	6 月 5 日午後

注) 区会計管理者の出納検査は 6 月～翌年 5 月の間に実施する。

対 象	担 当
一般・特別会計	監査第二課 監査第一係 監査第二係 特別監査室 (区会計管理者に係るものに限る)
公営企業会計	監査第一課 監査係